平成２１年（フ）第８４６号
埼玉県加須市久下１丁目22番地９　木村家具ハイツ103号、旧住所大阪府枚方市出口３丁目34番23―15号
債務者　星住　一夫
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８４９号
さいたま市南区南浦和１丁目32番４号
債務者　大熊　英明
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８７４号
埼玉県蕨市塚越４丁目８番３号
債務者　能脇　　修
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８８９号
埼玉県川口市中青木３丁目16番14号　ＥＸＣＥＬ第11　203号
債務者　江本　勝広
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９１９号
さいたま市南区大字円正寺４番地７　ドミール蓮見103
債務者　深川　　恵（旧姓城谷・田口）
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７９号
埼玉県春日部市米島358番地３
債務者　伊東　貴裕
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２４９号
埼玉県草加市稲荷６丁目５番41号　浅井ドミールＢ－１号、旧住所埼玉県八潮市中央４丁目19番地10
債務者　伊藤加奈子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２８８号
埼玉県越谷市千間台東３丁目488番地４
債務者　木元　康弘
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２８９号
埼玉県越谷市千間台東３丁目488番地４
債務者　木元　照子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２９０号
埼玉県越谷市千間台東３丁目488番地４
債務者　木元かね子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３３３号
埼玉県春日部市梅田１丁目８番33―301号
債務者　今井　聖子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４１９号
神奈川県平塚市纏440番地の５　Ｓ＆ＴコーストＢ106号
債務者　池上　竜一
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２８６号
愛知県江南市田代町南出259番地
債務者　松岡　恵子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５３４０号
大阪市東淀川区豊新４丁目16番11―106号
債務者　天野　　司
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２５０号
長崎県長崎市香焼町1100番地
債務者　池田　理香
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５１号
長崎県長崎市香焼町1100番地
債務者　伊藤　智子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２６号
長崎県長崎市西北町32番42号
債務者　村上　洋治
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２７号
長崎県長崎市油木町88番地62　熊本アパート102号、旧住所長崎県長崎市三和町382番地１
債務者　濵崎　泰尚
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで長崎地方裁判所民事部破産係